
6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

利賀ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 28 年 6 月 5 日までに検討の場を 4 回開催した。

検討の場の規約については、P6-7～P6-9 に示す。また、これまでの検討の場の開催状況は、表 1.3.2 検討の場の実施経緯を参照。

6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第 1 回検討の場

平成 22 年 11 月 10 日に開催した第 1 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

- ・庄川では、これまで度々洪水被害が発生しており、水害を身近に感じている。いかに洪水被害を防ぐかという議論をしていただきたい。
- ・過去に開催された事業評価監視委員会や庄川水系河川整備計画策定時において、色々な代替案を比較検討され、利賀ダムは必要とされた。こうした経過をしっかりとふまえた議論が大切である。
- ・タウンミーティングなどでいろいろな方の話を聞いてきたが、利賀ダムに反対との声は聞こえてこない。むしろ住民からは早くやってほしいと言われている。
- ・検討にあたっては、河川整備計画の目標である 4,200m³/s で行うとのことだが、庄川では河川整備基本方針に定められた 150 年に 1 回の洪水（6,500m³/s）にも耐えられることを目標としてこれまで整備が進められてきており、沿川住民の安全のため 150 年に 1 回という治水安全度が下がることのないようお願いしたい。
- ・砺波市の歴史は水との戦いの歴史であり、水害に対する恐怖心がある。豪雨の場合に庄川になるべく水が多く流れないようにすることが必要である。
- ・南砺市利賀村にとっては緊急医療の観点からも国道 471 号バイパスは人命を助けるためにも非常に重要である。
- ・庄川は水量の変化がありすぎる。内水面漁協からは一定量の水を常時流していただきたいとの要望もあり、環境の面からも大事だと思っている。
- ・交通の利便性が良く、企業の立地の可能性が高く、工業用水の利用価値が高いため、将来に渡り重要なダムであると思われる。
- ・近年ゲリラ的集中豪雨が発生し、山の崩壊や流木が河川に流下し災害が発生しており、色々な手法を検討されると思うが、最高の効果を発揮するような対策を選んでほしい。これがダムだと思っている。

-
- ・水没地域の住民の苦悩や決断を見てきた。納得していただきながら進めてきた。上流住民の100%はダムを完成してほしいとの思いである。命の道である471号バイパス（工事用道路）の建設には大きな期待がある。
 - ・これまでの住民の思いを受け止めていただき、また意見を良く聞いていただき、ダム及び工事用道路を完成させていただきたい。
 - ・庄川平野部では直線的にかつ短期間に水が押し寄せる。下流域では市街地が堤防に接しており、住民は洪水時に大変不安な思いをしてきた。水害は想定ではなく現実的な問題である。
 - ・下流の堤防改修が進められているが、安全の確保については、ダムによる洪水調節が大前提になっているため、利賀ダム建設は必要である。
 - ・庄川の扇頂部での破堤を危惧している。利賀ダムは浸水被害等々の歴史を踏まえて計画されたものであり、そのことを勘案してほしい。
 - ・ダムの効果はすぐに発揮するので、それについても評価をしてほしい。
 - ・射水市は庄川の最下流部に位置しており、庄川の恵みを受け発展をしてきた一方で水害による被害を受けてきた。水害に対する怖さを肌身で感じており、対策を図っていくことは重要であると思っている。
 - ・150年に1回の洪水は今年、来年起こるかもしれない。行政の責務としてあらゆる対策を図るべきである。
 - ・利賀ダムの建設は総合的な検討を踏まえ決定されたものと認識しており、沿川の生命と財産を守らなければならない行政としては、利賀ダムの建設は必要な事業と思っている。
 - ・利賀ダムを見直すのであれば、洪水調整機能の代替として、十分でしっかりした手立てが必要。それが示されなければ、利賀ダム事業を推進しないと、地域の安全・安心は守ることはできない。

(2) 第2回検討の場

平成23年3月29日に開催した第2回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

- ・地すべり対策は、これまでも調査検討が進められてきているが、引き続き必要な調査を十分に実施され、万全な対策を講じていただきたい。
- ・工事用道路は生活道路ともなることから、着実に進めていただきたい。
- ・代替案の検討を進める際には、庄川流域の特性である、急流河川であること、下流に多くの住民が暮らしていることなどを十分に踏まえて検討してほしい。
- ・御母衣ダム等の発電ダムを代替案として検討するに当たっては、ダム管理者の意向やクリーンエネルギーとしての水力発電の必要性についても考慮すべき。
- ・河川整備基本方針で $6,500\text{m}^3/\text{s}$ (1/150)が定められ、これを目標に整備が進められており、このことを十分踏まえ、治水安全度の下がることのないようお願いしたい。
- ・検討されている代替案を実際に実施する場合、新たなコストが必要であり、住民に理解していただけるか、社会的影響が大きく本当に現実性があるのか疑問である。利賀ダム

の進捗率が約 30%に達している現時点で、代替案を実施する場合、住民の理解が得られるか心配である。

- ・ 検討はスピード感をもってやってほしい。東北地方太平洋沖地震が起きたので、地方自治体としては災害に対する不安感を持っている。検討に時間がかかり工事が進まないと「何をやっているのか」という声が地元から発せられると思われる。早く方向付けを明確にしてほしい。
- ・ 地元としてはダムのできるだけ早い完成を望んでいる。検討期間が長引くと H34 を予定していたダム完成時期が遅れることにならないか心配している。
- ・ 幅広い代替案を検討することは必要だと理解している。しかし、明らかに効果、実現性の無いような案について必要以上に時間をかけることは疑問である。東北地方太平洋沖地震を目の当たりにして時間だけが過ぎるのは住民に理解が得られないと思われる。効率的に検討を進めて早く結果を出して、ダム完成までの期間を短縮することが大事だと思っている。
- ・ 流域を中心とした対策については、抜本的な代替案とは成り得ないと感じている。
- ・ 東北地方太平洋沖地震で電力供給が問題になっている中、代替案として御母衣ダムの活用は発電エネルギーの確保という観点での影響が懸念される。
- ・ 河道改修においては、掘削土砂の処理や土地の確保が心配。
- ・ 今回の東北地方太平洋沖地震による津波で河川堤防が大きな被害を受けたように洪水に対しても弱いと思われる。ダムは確実に水を止める施設であり、利賀ダムの早期完成が重要と考えている。

(3) 第 3 回検討の場

平成 28 年 3 月 29 日に開催した第 3 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔富山県〕石井知事

- ・ 利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針で 150 年に一度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するということが計画されており、沿川住民の安全のために治水安全度が下がることがないようにお願いしたい。
- ・ 河川整備計画レベルの安全度は 30～40 年に一度発生する規模で、利賀ダムは 150 年に一度発生する規模に対応できる規模での計画であることから、代替案との比較において、仮に評価がコストも含めて同等になった場合には、安全度の観点で利賀ダムのほうが有利になるものと思っている。
- ・ これまでの工事進捗も約 4 割となっており、沿川自治体の意見も十分に踏まえて、速やかに進めていただきたい。
- ・ 利賀ダムは 150 年の一度の降雨にも対応できる施設計画であり、30 年、40 年の代替案と比較して、利賀ダムが仮に少しコストがかかるからといって、やはり代替案が良いとされるのは困る。その点は公平に見ていただきたい。最近は異常気象で集中豪雨が多く

発生している。国土交通省では 1,000 年に一度の降雨に対し、避難等を含めて議論されていることから、その点はすごく大事な点だと思っている。

〔高岡市〕 高橋市長

- ・昔からはん濫原ということで、水との戦いをしてきており、その都度いろいろな対応をしていただいている。今回の説明をお聞きし、治水対策として本当にいろいろな方策があると改めて感じた。昨今の気象状況などをみると、抜本的、恒久的な対策を講じることが必要であると思っている。
- ・抜本的に地域住民が安心できるような方策をしっかりと検討いただき、対応していただくことが肝要であり、そのためにも次のステップへ早く進んでいただきたい。

〔砺波市〕 夏野市長

- ・平成 26 年 7 月 20 日に、砺波市でも時間 120 ミリの降雨があった。最近では時間 100 ミリを超える降雨が発生するため、その対策として、少しでもいろいろな対策を講じることが大切である。
- ・庄川にはたくさんのダムがあるが、基本的には発電のダムである。容量の買い取りの話もあるが、現実的には、発電の状況が非常に厳しい中で、可能性としては非常に低いのではないかと思う。本川で治水機能の確保が限定される中、支川で治水機能を確認するということをもっとアピールすべきである。
- ・工業用水が暫定水利権となっていることは正常な形ではないため、恒久にするということも忘れてはいけない視点だと思っている。

〔小矢部市〕 桜井市長

- ・小矢部川流域において、平成 20 年に大変な集中豪雨が発生し、もう少しのところではん濫するといったところであった。そのようなことを考えると、早期の利賀ダムの完成を望んでおり、できるだけ早く次の段階に進んでいただけるように切望している。

〔南砺市〕 田中市長

- ・ダムの所在市町村長としては、検討されている以外にも利賀ダムの効果があると感じている。下流域の安全を守る治水、流量の維持とか利水も大事であるが、ダムというものが景観やさまざまな観光的な道路ルートに大きな成果、効果をもたらすものと期待している。
- ・総合的にゼロベースで検討されたことは非常に意味のあることである。
- ・利賀ダムに期待するところが大きいため、スピード感を持って、ぜひ取り組んでいただきたい。
- ・庄川の滯筋を見た時に、急流河川が大変な川であると感じた。今後、我々も勉強させていただき、住民の皆さんにもお知らせしていきたい。

〔射水市〕夏野市長

- ・河口部で河道掘削をしても、時間が経てば堆積していくと思われ、抜本的な解決にならないのではないかと感じており、沿川住民の方々にとっては、不安を拭い去ることができないと思われる。
- ・和田川下流放水路案も示されているが、このルート沿線や河口は住宅密集地である。また、河口部では漁業が盛んに行われていることから大変な影響が想定されるため、周辺環境、地域に対しての経済効果なども加味して判断いただきたい。
- ・平成 16 年洪水時には避難勧告が出され、多くの住民が不安な夜を過ごしたり、昭和 9 年洪水でも大きな被害を受けていることから、水害対策に関して、地域住民の意識が非常に高い地域である。また洪水に対する安全性が早く確保されることを強く願っている。
- ・今後の検証について、しっかり進めていただきながら、できるだけ早く判断していただければと思っている。

(4) 第 4 回検討の場

平成 28 年 6 月 5 日に開催した第 4 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔富山県〕石井知事

- ・利賀ダム案とその代替案について、目的ごとに様々に評価をされ、さらに総合的な評価で詳細に評価を実施し、緻密な分析をやっていただき感謝している。
- ・庄川流域は想定氾濫区域に高岡市や砺波市など約 26 万人の方が居住しており、4 兆 3700 億円の資産があるなど治水対策上富山県にとって重要な地域である。
- ・沿川自治体や住民から利賀ダムは早く完成してほしいと強く要望されてきた。
- ・河川整備計画レベルの安全度は 30 年～40 年に一度発生する規模で検討されているものだが、利賀ダムは庄川水系河川整備基本方針で定められた 150 年に一度発生する規模の洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画されたものであり、そのような観点からも、このような様々な緻密な分析検証をされ、利賀ダム案が最も有利という検証結果を示していただいたことは大変ありがたい。
- ・利賀ダム建設事業の点検で、今後総事業費が約 126 億円増額という結果が示されたが、その要因については、消費税や物価変動等の増によるものであり、やむを得ないものと考えている。今後とも事業執行の効率化、コスト縮減に努力いただき、総事業費の抑制に努めていただきたい。あわせて、できるだけ早期の完成をお願いしたい。
- ・近年、昨年 9 月の鬼怒川の決壊などをはじめとして、全国で水害が多発している。また庄川においても昭和 51 年の台風 17 号と平成 16 年 10 月の台風 23 号による出水など度重なる洪水が発生しており、いつ同様な水害に見舞われるかもしれない。
- ・最近の異常気象の全国的な発生を見ると、安全に万全かつ早期に整備していくことが必要である。

〔高岡市〕 高橋市長

- ・下流域では、庄川という暴れ川と言われている川の管理というものが非常に課題であり関心事である。色々な観点からご考慮いただき、安全度を重要視しながら時間軸も合わせご検討いただき、結果として現在進められている利賀ダムが総合的な観点から有利だと結論いただいたことはありがたいと思っている。
- ・今後とも気象状況等々不透明なところがあり、国の方も色々な観点から、さらなる安全な治水対策や住民への情報提供がなされていくと思う。是非安全な管理の観点から、今後のご推進をお願いしたい。

〔砺波市〕 齋藤副市長

- ・砺波市は下流域にあり、平成 26 年 7 月 20 日に時間 120 ミリの豪雨があった。現在砺波市では、国土交通省のデータをいただきながらタイムラインを作成しているが、それでは全てが十分ではないため、今回提案をいただいた利賀ダム案において、市民の安全安心を守るためにも早期完成をお願いしたい。

〔小矢部市〕 高島副市長

- ・小矢部市は庄川の中流域にあるが、平成 20 年の集中豪雨を考えると、いつ大規模な洪水が発生するかわからない。
- ・今回丁寧に検証された検証結果を基に、洪水調節が最も早期に効果が現れる利賀ダムの建設を小矢部市としても是非お願いしたい。

〔南砺市〕 田中市長

- ・色々検証のデータを持って取り組んでいただき、総合的な判断として利賀ダム案有利をお示しいただいたことは、ほっとした気持ちである。
- ・上流部のダム所在市長なので、知事が言われた下流住民の皆さんの思いや今までの災害の危険な状況を知っている方がいるため、河川整備計画の目標を上回る洪水等の発生に対する安全度というものを我々も受け止めて、より安全にコストをかけることなく安全を第一にしていきたいと強く思っており、今回の評価をいただいたということは大変感謝をしている。
- ・この案に賛成なので、これから事務的にスピード感をもって取り組んでいただきたい。

〔射水市〕 夏野市長

- ・庄川では、度々大きな水害が発生してきている。
- ・射水市は、昭和 9 年の大水害で大きな被害を受けた地域である。その後も度々昭和 50 年代、また平成 16 年には避難勧告が出される等、怖い夜を過ごすなどの経験もしながら、やはり早く安全を確保してほしいという思いを地域として強く持っている所である。
- ・庄川は急流河川であり、検証作業も難しい面も多々あったとのことですが、今日ご説明いただいた様々な検証をしっかりと行って、利賀ダム案が良い案だということでしたので、是非これを進め、安全の確保を推進していただくよう、お願いしたい。

利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は「利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による利賀ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省北陸地方整備局をいう。検討主体は、細目に基づき、利賀ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙-1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した検証に係る検討内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第5条 検討の場は、原則として公開で開催する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。
ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- 3 検討の場における議事要旨については、検討の場終了後速やかに作成し、北陸地方整備局ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第6条 検討の場の事務局は、国土交通省北陸地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成22年11月10日から施行する。

「利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

富山県知事

高岡市長

砺波市長

小矢部市長

南砺市長

射水市長

【検討主体】

北陸地方整備局長

(注) 代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

利賀ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) 提示した複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成 28 年 3 月 30 日（水）～平成 28 年 4 月 28 日（木）（30 日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：2 名（個人 2 名）

(2) 意見概要

- 1) 提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
・意見なし。
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
・意見なし。

表 6.2.1 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	御意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応する御意見の例)	検討主体の考え方
1) 提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案	【該当なし】	
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に関する意見	【該当なし】	
3) 提示した新規利水対策案以外の具体的対策案の提案	【該当なし】	
4) 複数の新規利水対策案に係る概略評価及び抽出に関する意見	【該当なし】	
5) 提示した流水の正常な機能の維持対策案以外の具体的対策案の提案	【該当なし】	
6) 複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略評価及び抽出に関する意見	【該当なし】	
7) その他の意見		
1	<p>【利賀ダム建設事業への賛否に関する御意見について】</p> <p>・流域の大きい庄川本川の治水対策にキャッチエリアの小さい利賀ダムはどれくらい効果あるのか。効果は少ない。本当に、本当に利賀ダムは必要なのか。利賀へ通じる道路を建設し、中止するべきである。</p> <p>・利賀ダムは、下流域の水害に対応するもので、全国屈指の急流河川の強大なエネルギーを削ぎ、流域住民の安全、安心への効果は最も高く、近年は、異常気象が頻発し過去に例を見ない大水害が起きており、早期建設を強く望むものであります</p> <p>また、ダムづくりは地域づくりすべては地域のために、の行動理念であることから、私どもダム建設地の住民は利賀地域の発展の基盤であります利賀ダム建設に対し、水没家屋の移転、用地買収をはじめ総ての面において地元住民が一体となり積極的に強力してきたところでありますので、早期に利賀ダム建設という検証の結果を出して頂き、建設促進を強く望むものであります</p>	<p>・今回の利賀ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p>

6.3 意見聴取

「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

利賀ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6.3.1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- (1) 意見聴取対象：「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取日：平成 28 年 6 月 21 日（火）
- (3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表 6.3.1 学識経験を有する者等

氏 名	所 属 等
浅野 誠	関西電力(株)電力流通事業本部北陸電力部 部長代理
榎田 真也	金沢大学理工研究域環境デザイン学系 准教授
岡本 清右衛門	元高岡市消防団長
佐伯 安一	元富山県文化財保護審議会委員
鈴木 洋之	石川工業高等専門学校環境都市工学科 准教授
田中 晋	富山大学 名誉教授
玉井 信行	東京大学 名誉教授
手計 太一	富山県立大学工学部環境工学科 准教授
長井 忍	射水市教育委員会 教育長
永森 雅之	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事
米澤 博孝	庄川沿岸漁業協同組合連合会 代表理事会長

(敬称略 五十音順)

- (4) 学識経験を有する者等から御意見

学識経験を有する者等からいただいた主な御意見については、以下に示す。

【浅野 誠氏（関西電力(株)電力流通事業本部北陸電力部 部長代理)】

- ・庄川流域の小牧ダム下流域における必要な確保水量は、通常は当社の庄川流域全体の最適な発電運用の中で確保出来ている。ただし、庄川水系全体が渇水になると、発電所からの最大限の放流に加え、ダムからも放流し、必要な水量を確保しなければならない可能性が生じるため、発電事業に影響（「ダム放流による溢水電力の発生」や「貯水量の低下に伴う水系全体の発電運用効率の低下」等）が生じる。
- ・さらに今後、地球温暖化等の影響から、冬期の降雪量や梅雨時期等の降水量の減少により、庄川流域全体が渇水の状態になる可能性が高まることも考えられ、これらの状況を踏まえると、当社を含めた既得水利権者への影響を最小限にするために利賀ダムを建設していただくことは、有効な手段であると考えます。
- ・対応方針が決定されましたら、当ダム建設事業に伴い弊社の既設大牧発電所の取水設備などが影響を受けることになるため、極力現状機能を維持するよう協議させていただきたい。

【榎田 真也氏（金沢大学理工研究域環境デザイン学系 准教授)】

- ・現時点で各目的に対して考え得る対策を比較し整理しているので妥当。
- ・温暖化の影響で雨の降り方がこれまでとは異なり、降る時と降らない時が極端になっていることを考えなければならない。この地域でも 50mm/h を超える雨が降っており、ダムによる方策は合理的である。
- ・この検証は整備計画の目標を達成することを基本としたものであるが、長期的には、整備計画目標よりも大きな降雨に対する安全性を確保していくことも考える必要がある。将来を考えた選択をして欲しい。

【岡本 清右衛門氏（元高岡市消防団長)】

- ・地球温暖化が進み、気象の変動も進んでおり、異常な降水量が実際に起こっている。利賀ダムが建設されることにより、洪水量の低下、水利がコントロールされることで、安全・安心が高まることはとても良いことである。
- ・工業用水の確保がされることはとても魅力的である。世界的には、工業用水が不足している。企業誘致のポイントにもなる。

【佐伯 安一氏（元富山県文化財保護審議会委員)】

- ・治水対策案 5 案の中で、利賀ダム案が最も有利という結論を尊重したい。
- ・利賀ダム建設事業はかなりの進捗状況を示しているため、これまでの投資を無駄にすべきではない。
- ・付替市道、工事用道路は現地住民にとっても希求されているので、実現してほしい。
- ・水利の調整とクリーンエネルギーである水力発電は望ましい。ただし、ダムの堆砂については、長期的な排砂事業を検討してほしい。

【鈴木 洋之氏（石川工業高等専門学校環境都市工学科 准教授）】

- ・様々な観点から整理されており、利賀ダム案が有利であるとの内容は納得。
- ・治水について、利賀ダムか河道掘削かという選択を考えるなかで、いわゆる「器」の議論もあるが、利賀ダムが河道掘削に比べて水位を低下させるという結果は庄川のような急流河川では侵食に対する安全度として大きな意味を持つものと考ええる。
- ・河道掘削は再堆積の問題がある一方、ダムは堆砂の問題がある。ダムは堆砂容量を超過しない限りその機能は維持される。この利賀ダムの検証では、上流に3つのダムが既にあるという推計に有利な条件がある上に、近年約20年のデータも追加したうえで堆砂の問題は無いとされており、利賀ダムが有利と考えることの妥当性を与えていると考える。
- ・ダム技術は周辺への影響は大きいですが、治水の技術として非常に低コストで効率が良いという感覚をもっていたが、今回の検討結果を見て確信に変わった。
- ・電力ダム等の運用や容量の見直しなど色々な検証が見られたというのは非常に参考になった。

【田中 晋氏（富山大学 名誉教授）】

- ・富山は急流河川が多く、ダムも多い。ダム適地も限られている。
- ・利賀川は谷が深く、川沿いに住んでいた人達も既に高台に移り住み、ある意味扱いやすくなっており、ダムは下流地域のために必要で、治水は専門では無いが、大きな意味を持っていると思う。
- ・ダムができると魚だけではなく昆虫も含めて上下流で生息域を分断されることがデメリット。どう手当をするのかという事は今回は別の話だと思うが、ダムを作る場合、このような自然に対する影響を考える必要があり、利賀ダムではこれまで多くの生物に対する配慮を行っており、委員会でも十分確認しているなかで、利賀川でダムを作ることはしかたがないが、工事中や完成後も出来る範囲の配慮を考察されたい。

【玉井 信行氏（東京大学 名誉教授）】

- ・3目的を目的別に評価していくプロセスでは代替案の選択、評価軸の選択等は妥当と考える。その後の3目的を総合的に評価する段階での内容についても妥当と考える。
- ・気候変動という観点では、利賀ダムは河川整備基本方針規模で計画されている施設であり、安全度を早期に確保できることにも意味がある。
- ・計画の前提となっているデータの点検に関し、具体的な点検方法や点検結果としてどのように判定されたかについての説明を加えた方が良い。
- ・費用対効果の検討について、残事業のコスト、便益に関する詳しい説明をした方が良い。
- ・パブコメ意見が2件とのことであるが、庄川水系河川整備計画の検討時には200名程度の意見をいただいている。多くの意見がもらえるようにしたほうが良いのではないかと。

【手計 太一氏（富山県立大学工学部環境工学科 准教授）】

- ・長期間にわたり様々な観点から公平に代替案の検討をされていることに敬意を表する。
- ・利賀川の流域面積は庄川全体の10%程度であるものの、はん濫域の直前に合流する支川であり洪水調節効果が大きいことなどを記載した方が良い。

-
- ・流域を中心とした対策案で、水田貯留などは過小評価と思った。学術的に評価方法が確立されていないが、既存ストックの効果として検討いただければと考える。
 - ・代替案に地下水取水をあげているが、富山県民は地下水に対して非常に意識が高く、代替案としてあげるべきではなかったのではないかと。また、地下水環境の保全といった観点から利賀ダムが必要という論点も加えても良かったのではないかと。
 - ・合意形成が必要な代替案についても合意形成の難しさについて評価に含めるべきではないかと。
 - ・治水に対する意見が多いが、正常流量の維持という観点からも、利賀ダムは河川と地下水の相互作用、生態系等にとって非常に意義深い事業であると思っている。
 - ・評価軸評価で、「現状の河川水質と同等と考えられる。」との記載があるが、他水系からの水が本当に水質環境として同等と言えるのか科学的に議論の余地がある。

【長井 忍氏（射水市教育委員会 教育長）】

- ・庄川では過去から大きな水害がたびたび発生しており、今回の検証の結果から、安心安全の確保を最優先に考えられた利賀ダム計画が高く評価されたことは、妥当と考える。
- ・河川整備については、河川を安心安全なくらしとつなげて考える視点とともに、豊かなくらしと河川をつなげて考える視点も又重要と考えている。
- ・安全確保をコストで評価することは、一つの方法として大切であるが、河川整備における安全確保と環境整備は対峙する点もあり、地域社会への影響、今の世代に生かし、次世代に残す環境への影響については、コストを優先する評価では判断できない面があると思われる。
- ・今回の検証では、地域社会への影響、環境への影響について、数値化することが難しいこともあり、定性的な評価が多く、細かい評価が記載されていないが、検証結果により、庄川水系河川整備計画においても示された環境教育への支援、自然環境や水と親しむ活動等を普及させる環境づくりなど、河川整備計画の目標が後退することなく、さらに発展していくことを願う。

【永森 雅之氏（富山県土地改良事業団体連合会 専務理事）】

- ・農家数の減少や農業従事者の高齢化は更に進展してきており、水路等の管理が困難な状況となっていており、近年はゲリラ豪雨が頻繁に発生し、農村内の水路があふれるなど、水路等の適正な管理が望まれて、農家は水路等の維持管理に苦慮している状況である。
- ・農家及び農村の住民は、今後とも農業を継続し、美しい農村風景を継承していくことを望んでおり、河川や道路の改修事業等については、農業用施設の機能向上や多面的機能の維持保全にも期待しているところである。
- ・土地改良の立場からは、ダム建設により庄川の支流である利賀川からの土砂流入や洪水が軽減されることから、利賀ダムがもつ流水の正常な機能の維持、洪水調整機能により、より安定した庄川の流況が確保され、については庄川合流ダムでの農業用水の安定的な供給にも繋がるものと期待されることから、「利賀ダム案」が望ましいと考える。

【米澤 博孝氏（庄川沿岸漁業協同組合連合会 代表理事長）】

- ・庄川では湧水箇所が昔は数十箇所あったが今は5～6箇所しかない。企業は地下水を利用しており、水が少ないのに庄川用水合口ダムの維持放流量は8.4m³/sのままで良いのか。利賀ダムが出来ることによって流量は安定する。少しでも上乘せをして欲しい。
- ・利賀村在住者として地元の気持ちを伝えたい。利賀川総合開発で検討されていた第3のダムが周辺斜面の崩落で話が消え、その後、利賀ダム事業が始まって村民は喜んだ。村民に反対者は皆無。先祖伝来の土地を快く手放し協力してきた。大きな期待をもっていた事業が長引く状況に落胆して亡くなっていった者もいる。1日も早く事業を再開してもらいたい。

(5) 学識経験を有する者等からの御意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等からいただいた主な御意見と、それらの御意見に対する検討主体の考え方を表 6.3.2 に示す。

表 6.3.2(1) 学識経験を有する者等の御意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>関西電力(株) 電力流通事業本部北陸電力部 部長代理 浅野 誠氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。
<p>金沢大学理工研究域環境デザイン学系 准教授 榎田 真也氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせてできる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・河川整備計画の目標を上回る洪水については、評価軸「安全度（目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となる）」で評価しています。
<p>元高岡市消防団長 岡本 清右衛門氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において（略）必要量の算出が妥当に行われているか確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。
<p>元富山県文化財保護審議会委員 佐伯 安一氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせてできる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。

表 6.3.2(2) 学識経験を有する者等の御意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>元富山県文化財保護審議会委員 佐伯 安一氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利賀ダム建設事業はかなりの進捗状況を示しているため、これまでの投資を無駄にすべきではない。 ・水利の調整とクリーンエネルギーである水力発電は望ましい。ただし、ダムの堆砂については、長期的な排砂事業を検討してほしい。
<p>石川工業高等専門学校環境都市工学科 准教授 鈴木 洋之氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・利賀ダムの堆砂容量について、最新の実績データを基に計画比堆砂量の計算を行い、堆砂計画の妥当性について点検を行っています。利賀ダムの計画堆砂量は、利賀ダムの流域面積のほとんどをカバーしている同一流域内の近傍3ダムの実績堆砂量から求めた平均比堆砂量を計画比堆砂量とし、計画堆砂年を100年間とした堆砂容量を確保しています。
<p>富山大学 名誉教授 田中 晋氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・富山は急流河川が多く、ダムも多い。ダム適地も限られている。 ・利賀川は谷が深く、川沿いに住んでいた人達も既に高台に移り住み、ある意味扱いやすくなっており、ダムは下流域のために必要で、治水は専門では無いが、大きな意味を持っていると思う。 ・ダムができると魚だけではなく昆虫も含めて上下流で生息域を分断されることがデメリット。どう手当をするのかという事は今回は別の話だと思うが、ダムを作る場合、このような自然に対する影響を考える必要があり、利賀ダムではこれまで多くの生物に対する配慮を行っており、委員会でも十分確認しているなかで、利賀川でダムを作ることはしかたがないが、工事中や完成後もできる範囲の配慮を考察されたい。
<p>東京大学 名誉教授 玉井 信行氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・河川整備計画の目標を上回る洪水については、評価軸「安全度（目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となる）」で評価しています。 ・「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」の別冊資料としてお示しすることとしています。

表 6.3.2(3) 学識経験を有する者等の御意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>東京大学 名誉教授 玉井 信行氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の検討について、残事業のコスト、便益に関する詳しい説明をした方が良い。 ・パブコメ意見が2件とのことであるが、庄川水系河川整備計画の検討時には200名程度の意見をいただいている。どの様な手段で聴いているのか、多くの意見がもらえるようにしたほうが良いのではないかと。
<p>富山県立大学工学部環境工学科 准教授 手計 太一氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえて記述を追加します。 ・利賀ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行っており、「複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）以外の具体的対策案の提案」「複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象に、平成28年3月30日～平成28年4月28日の間実施しています。また、「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見募集については、平成28年6月6日～平成28年7月5日の間実施しています。パブリックコメントの実施にあたっては、北陸地方整備局のホームページでの意見募集の周知や、郵送、FAX、電子メールによる受付のほか、出先機関である富山河川国道事務所、富山県庁、市役所など19箇所の見やすい場所に資料の閲覧場所を設け、意見回収箱を設置し、御意見を募集しました。 ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・利賀ダム地点から雄神基準点までの距離は約15kmと近く、利賀ダム地点でのピークカットは、基準点でもその効果が保たれることから、利賀ダムの治水効果は有効なものであると考えています。 ・今後とも、わかりやすい説明に努めて参ります。 ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・「地下水取水案」については、「実施要領細目」の新規利水対策案の評価軸ごとの評価である「実現性」において、「庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会との調整を実施していく必要がある」、「持続性」において、「地盤沈下、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要である」「貯期間にわたる地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が懸念される」、「環境への影響」において、「新たな地下水取水により、地下水位低下や地盤沈下を起こす可能性があると考えられる」「関係する自治体から、地盤沈下や既存井戸の枯渇などの影響を及ぼすことが懸念される」との御意見をいただいている」ことを記載しています。 ・合意形成が必要な代替案についても合意形成の難しさについて評価に含めるべきではないかと。 ・合意形成の難しさについては、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」「その他の関係者との調整の見通しはどうか」、「地域社会への影響」の「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」において評価しています。

表 6.3.2(4) 学識経験を有する者等の御意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>富山県立大学工学部環境工学科 准教授 手計 太一氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価軸ごとの評価で、「現状の河川水質と同等と考えられる。」との記載があるが、他水系からの水が本当に水質環境として同等と言えるのか科学的に議論の余地がある。
<p>射水市教育委員会 教育長 長井 忍氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・評価軸ごとの評価において、「環境への影響」として、「景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか」について評価を実施し、記載しています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、概略評価によって抽出した治水対策案について、7つの評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味し、一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視し、また、一定期間内に効果を発現するかなど時間的な観点から見た実現性を確認し、最終的には、環境や地域への影響も含めて全ての評価軸により、総合的に評価することが規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。
<p>富山県土地改良事業団体連合会 専務理事 永森 雅之氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農家数の減少や農業従事者の高齢化は更に進展してきており、水路等の管理が困難な状況となっており、近年はゲリラ豪雨が頻繁に発生し、農村内の水路があふれるなど、水路等の適正な管理が望まれて、農家は水路等の維持管理に苦慮している状況である。 ・農家及び農村の住民は、今後とも農業を継続し、美しい農村風景を継承していくことを望んでおり、河川や道路の改修事業等については、農業用施設の機能向上や多面的機能の維持保全にも期待しているところである。 ・土地改良の立場からは、ダム建設により庄川の支流である利賀川からの土砂流入や洪水が軽減されることから、利賀ダムがもつ流水の正常な機能の維持、洪水調整機能により、より安定した庄川の流況が確保され、については庄川合口ダムでの農業用水の安定的な供給にも繋がるものと期待されることから、「利賀ダム案」が望ましいと考える。
<p>庄川沿岸漁業協同組合連合会 代表理事会長 米澤 博孝氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月に策定した庄川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持の目標として「庄川の水が恩恵をもたらす地域全体で合理的な水利用を促進するとともに、アユをはじめとする多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を良好に保つなど庄川の流水の正常な機能を維持するよう務める。」「庄川用水合口ダム下流地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は概ね8.4m³/sとされており、利賀ダムからの放流と合わせ流量の確保に努める。」とされており ・今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

利賀ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

(1) 意見募集対象

「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取対象者

高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市に在住の方

(3) 関係住民からの意見を聴く場

今後の検討の参考とするため、関係住民からの意見を聴く場を以下の会場で開催した。

1)意見聴取日：①平成28年6月17日（金）

②平成28年6月18日（土）

2)意見聴取会場：①砺波市文化会館（研修室）砺波市花園町1-32

②富山県高岡文化ホール（第2会議室）高岡市中川園町13-1

(4) 紙面による意見募集

関係住民からの意見発表に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表していただく機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて実施した。

1)意見募集対象：「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

2)意見募集対象者：高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市に在住以外の方も受付

3)募 集 期 間：平成28年6月6日（月）～平成28年7月5日（火）

4)意見の提出方法：①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

(5) 資料の閲覧方法

①北陸地方整備局ホームページに掲載するとともに、国、県及び市役所等で閲覧できるようにした。

(<http://www.hrr.mlit.go.jp/river/togadamu/togadam%20kensetsujigyounokankeichihoukoukyoudantai.html>)

②資料の閲覧場所

機 関	場 所
国土交通省	利賀ダム工事事務所 2階ロビー
	富山河川国道事務所 1階ロビー
	富山河川国道事務所 高岡出張所
	富山河川国道事務所 小矢部出張所
	富山河川国道事務所 大門出張所
富山県	富山県庁 2階 河川課内
	高岡土木センター 3階 事務フロア内
	砺波土木センター 1階 閲覧入札室
高岡市	高岡市役所 本庁舎 6階 土木維持課
	高岡市役所 福岡庁舎 1階 産業建設課

射水市	射水市役所 新湊庁舎 1階 ロビー
	射水市役所 大門庁舎 1階 ロビー
	射水市役所 大島庁舎 1階 ロビー
砺波市	砺波市役所 1階ロビー 社会福祉課前
	砺波市役所 庄川支所 1階ロビー 地域振興課前
小矢部市	小矢部市役所 1階 ロビー
南砺市	南砺市 福野庁舎 1階 情報公開コーナー
	南砺市 福光庁舎 1階 情報公開コーナー
	南砺市 利賀行政センター 1階 情報公開コーナー

(6) 意見発表者及び意見提出者

意見発表者は9人、紙面による意見提出者は6人、合計15人から意見をいただいた。意見発表者及び意見提出者の地域別、年代別、性別を以下に示す。

地域	人数
高岡市	1人
砺波市	4人
小矢部市	2人
南砺市	7人
射水市	0人
上記以外	1人
合計	15人

年代	人数
20代以下	1人
30代	1人
40代	1人
50代	1人
60代以上	11人
合計	15人

性	人数
男	15人
女	0人
合計	15人

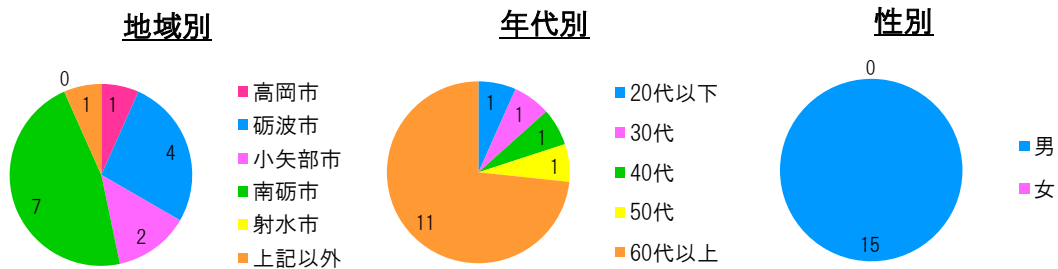


図 6.3.1 意見発表者及び意見提出者の属性

(7) 意見発表者及び意見提出者の御意見

関係住民からいただいた御意見の要旨と、それらの御意見に対する検討主体の考え方を表 6.3.3 に示す。

表 6.3.3(1) 関係住民の皆様方からいただいた御意見の要旨と検討主体の考え方

章	関係住民の主なコメント	検討主体の考え方
1. 検討経緯		
1.1 検証経緯	<ul style="list-style-type: none"> • これ以上の検討あるいは議論は、時間の無駄や社会的な損失であり、早期着工及び工期短縮をしなければ、流域住民の生命財産を脅かすこと、材料などのコスト高騰を引き起こす要因にも繋がる。 • これまで利賀ダム事業促進のため、水没予定地の住居移転や先祖伝来の大切な土地の提供にも快く応じることで、全面的な協力を行ってきた。一日も早い工事の進捗を待ち望んでおり、早期に検証が終わられることを願っている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 • なお、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめ、対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、事業を着実に進めるよう努めてまいります。
1.2 検討に係る検討手順		
1.3 情報公開、意見聴取等の進め方		
2. 流域及び河川の概要		
2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況		
2.2 治水と利水の歴史		
2.3 現行の治水計画	<p>【利賀ダムの効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利賀ダムの洪水調節効果は、言われているほどにはなく、極めて限定的である。庄川水系の流域形状は、一般的な扇形に広がるものではなく、縦に細長い流域の形状であり、利賀ダムがその効果を大きく発揮するのは、その地点にたくさん雨が降ったときに限られる。 • 計画高水流量を検討するに当たり、過去に実際あった11の洪水パターンで検討されているが、利賀ダム単独で河川整備基本方針にある500m³/sの調節効果があるのは、昭和40年9月17日の洪水たった一つだけである。 • 150年に一回という問題よりも、もっと身近な問題として中小河川の洪水とかいうことも問題視していくべき。 • 利賀川でピークカットする効果は小さい。 • ダムによる洪水のピークカット効果はそんなに大きくはないと考えるのが妥当。 • ダムで一旦ためて遅らせ放流するほうが、下流のピーク流量を大きなものにする危険性があると考えられる。 • 洪水の問題と同時に、地震の問題も、複合災害ということでもっと捉えていく必要がある。 • 複合災害と同時に、ハード、ソフトをそれぞれ合わせて、人が死なない防災が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 利賀ダムの洪水調節効果については、利賀ダム地点の計画高水流量770m³/sのうち、500m³/sの洪水調節を行うことにより、庄川の雄神地点における基本高水のピーク流量6,500m³/sに対して約500m³/sの流量低減効果を見込んでいます。 • 利賀ダムの検証に係る検討では、河川整備計画相当の洪水（戦後最大洪水に相当する規模の洪水）を計画高水位以下で流下させることを目標としています。 • 利賀ダムにおける洪水調節量としては、庄川の雄神地点において160m³/sを見込んでいます。 • ダムによる洪水調節により、ピーク時の流量を低減する効果があります。 • 平成20年7月に策定した庄川水系河川整備計画において、「大規模地震等への対応」として、地震対策として、供用期間中に想定される地震で河川構造物やダムが損傷しないよう、将来にわたり想定される最大級の地震で河川構造物が沈下・崩落した場合でも浸水による2次被害が発生しないよう、また、ダムが損傷した場合でもダムの貯水機能が維持されるとともに、生じた損傷が修復可能な範囲にとどまるよう必要な調査を実施し、耐震補強等必要な対策を進めることとしています。また、「危機管理体制の強化等」として、河川の増水や堤防が決壊した場合の氾濫域の拡大が急激であることを踏まえ、ハード・ソフト両面で水防管理体制の強化・充実を推進し、内水も含め被害を最小化する「減災」を図ることとしています。
2.4 現行の利水計画		
3. 検証対象ダムの概要		
3.1 利賀ダムの目的等		
3.2 利賀ダム建設事業の経緯		
3.3 利賀ダム建設事業の現在の進捗状況		

表 6.3.3(2) 関係住民の皆様方からいただいた御意見の要旨と検討主体の考え方

章	関係住民の主なコメント	検討主体の考え方
4. 利賀ダム検証に係る検討の内容		
4.1 検証対象ダム事業等の点検	<p>【貯水池地すべりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書(素案)では、地すべりに関しては、資料でたった2ページ。対策を必要とする地区を4地区から7地区とし、地すべり対策では4億2千万円のプラスでしかない。地すべりについても十分に検討すべきである。 地すべりの問題は、住民の安全・安心にかかわる重要なことであるため、十分に検証された上でダムを建設するかどうかの結論を出さなければならないはずである。 建設予定地は右岸側に地すべり指定地を抱えており、その現状と危険性を十分に調査し結論を出すべきである。 <p>【総事業費について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムについては、工種が多いとして、事業ベースがわかりやすいとしているが、仕事がどれくらいできたかがわかる事業量ベースでも表すべきである。 ダムの寿命が来たときの撤去費用ということも当然想定に入らなければならないはず。 <p>【工期について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の事業費は年間20億円ほどであり、残事業が844億円で、20億円で割れば42年となる。工事には手順があり、単純に工期を短縮できるものではない。いつまでの完成を目指すのかを示すべきである。 工期の短縮を要望する。 利賀ダムの建設にあたっては、試験湛水期間は1年とされているが、もし建設するとしても短いのではないか。 事業完了まで13年程度の見込みが14年以降にずれ込んだ場合は、総事業費が増大することは否定できないことからできる限り、13年後の平成41年完成を目指して突き進んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の点検では、ダム湛水に伴いダム貯水池周辺斜面が不安定化し、ダム本体の安全性、貯水池の機能、貯水池周辺斜面の保全に影響を及ぼす危険性のある斜面について、最新の技術指針(「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」平成21年7月に基づき、点検を実施しています。利賀ダムの貯水池周辺斜面の地すべり調査については、レーザープロファイラ一等の最新技術を用いて得られた空中写真、地形図、地質図、文献資料、これまで実施した地質調査等の現時点で得られている技術情報をもとに、地すべり等の対策を必要とする可能性のある地区について、現時点で考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定して、必要な対策工事費を計上しています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことと規定されており、これに基づき点検を行っています。 ダム事業の総事業費、工期の点検については、今回の検証プロセスに位置づけされている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、「現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を検討するもの。」「予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まない」としています。 なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。
4.2 洪水調節の観点からの検討	<p>【治水対策案の立案及び抽出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に治水というのは、河道整備とか堤防強化という方法で行われるべきで、横断的構造物(ダム、河口堰)は必要最小限とすべき。 過大な整備をすると、より一層大きな災害がもたらされる可能性が常に生じる。海岸の堤防でも過大な整備をすることにより、それが破られたときの災害の被害はより一層大きなものになる。むしろ小規模な災害を誘導するよう、大規模な災害に至らないよう工夫をする先人の知恵に学ぶべき。 巨大土木事業で自然を押さえ込むという方法ではなく、いわば融和的な、自然とともにある、あるいは災害もともにもあるという防災政策をすべきである。 コンクリートにお金をつぎ込む構造物でいいのかを考えるべきである。 河川整備計画における利賀ダムのピークカット量は、上流の既存施設を有効に活用することによって代替が可能である。 コスト比較において、資料で示されている数字、その根拠についても疑問を感じる。 異常豪雨とか都市化型の洪水対策は、排水路や堤防強化などが優先されるべき。 耐越水堤防への強化を考えるべき。 洪水被害を防ぐ方策として、「河道対策」、「流域対策」を行っても不安が残るようであれば、「ダム建設」が重要と考える。 庄川本流には、御母衣ダムから庄川合口ダムまでの多くのダム群が一体的に運用されており、洪水の危険があるときには力を発揮するように、緊密に連携を深めることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案評価し、対応方針(案)を決定することとしています。 治水対策案の立案にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている26の方策について、庄川における各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討しています。 これらに基づき、ダムを含まない治水対策案は河道の掘削や引堤、放水路を含み14案を立案し、概略評価を行った上で、「利賀ダムを含む治水対策案」と合わせた5案について、様々な評価軸で評価しています。

表 6.3.3(3) 関係住民の皆様方からいただいた御意見の要旨と検討主体の考え方

章	関係住民の主なコメント	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	<p>【局地的豪雨について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今、局地的豪雨による河川の氾濫等が全国各地で発生しており、庄川水系においても、想定されることである。 ・ 2年前に、1時間に120mmという豪雨を経験した。自然の怖さを十分知っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な大雨については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の治水対策案の評価軸ごとの評価である「安全度（被害軽減効果）」の「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるのか」において評価しています。
4.3 新規利水の観点からの検討		
4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討		
4.5 目的別の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多少のコストの違いであれば、ダムによらない手法を選択するほうが正解ではないか。 ・ 庄川本川の河道改修を中心とした治水対策こそ進めることが重要ではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・ 今後の庄川の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしております。なお、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えております。
4.6 検証対象ダムの総合的な評価	<p>【生活再建道路について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利賀村地域の住民が利賀ダム建設に最も大きく期待しているのは、冬期間でも安全に通れる道路である。住民の気持ちに応えるには、本体工事の中止が一番である。中止すれば、道路が完成した時点から通ることができる。仮に本体工事に着手しても、地域住民が利用できるように配慮すべきである。 <p>【利賀ダムの賛否に関する御意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利賀ダムの建設は、下流域の治水はもちろんであるが、ダム湖周辺の観光ルートや湖面を活用した取り組みができるよう要望する。 ・ 国道471号から利賀地域に大型の観光バスが来ることは、非常に狭いスノーシェッド等があり、今は通行ができない。旅行代理店から、利賀村には行けませんという話も多々あり、早期に工事用道路の着工をお願いする。 ・ できる限り早く検証が終わり、工事用の道路及びダム本体工事に着手されることが利賀地域の観光対策にもつながるといことで、大いに期待している。 ・ 利賀ダムにお金を20年もかけてつぎ込む余裕が無いと思う。ダム本体はやめて、道路の供用に限り行うべき。 ・ 庄川水系には水力発電などに利用するための利水用のダムが非常に多くあるが、治水機能を持ったダムが少ない。平成16年10月20日の台風23号によって、観測史上最高水位を記録し、小牧ダム・庄川合口ダムの水門は全門開放され、これにより庄川温泉ゆめつづり前の堤防道路すれすれまで水が来ており、恐怖感を持ったことを今でも鮮明に覚えている。ぜひ、治水機能をあわせ持つ利賀ダムの早期建設を強く要望する。 ・ 昨年の9月に栃木県、茨城県、宮城県等で堤防が崩壊したあのすさんだ姿を見たとき、平和な砺波平野がそのような状態になった場合にどうするのか十分に考える必要がある。将来の砺波平野を守るためには、やはり利賀ダムを早く建設し、そしてこの地区の安全・安心のために早期促進をすることが大事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。その際、各目的別に、検証要領細目に示されている方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い対策案を立案し、概略評価を行った上で様々な評価軸で評価を行っています。その上で、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・ 今回の利賀ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北陸地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ なお、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめ、対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、事業を着実に進めるよう努めてまいります。

表 6.3.3(4) 関係住民の皆様方からいただいた御意見の要旨と検討主体の考え方

章	関係住民の主なコメント	検討主体の考え方
4.6 検証対象ダムの総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、異常気象で予想せぬゲリラ豪雨が多発している。流域住民の安心・安全の確保と地域経済の発展のために検証を早期に終わらせていただき、工事用道路及びダム本体工事の整備促進を図っていただきたい。 ・工事用道路においては、国道 471 号が災害、雨量規制等で通行止めとなり、利賀地域が孤立することがよくあるので、利賀バイパス道路として緊急車両が通行できるよう、命を守っていただくよう要望する。 ・報告書では、最も有利な案は「利賀ダム案」であると示されたが、当然の結果と捉えており、結論が出るのがむしろ遅すぎたくらいです。 ・一日でも早く国、県が連携を組み、ダム本体が完成し、国道 471 号利賀バイパスの開通により、冬期間でも夜間通行止めとならない幹線道路で通行出来る事を願っている。 ・必ず予算措置していただき完成に向けて邁進していただきたい。 ・利賀ダムの必要性や重要性が高いことは明らかであることから、流域住民の安全と安心を確保するため、利賀ダム建設事業の推進を望みます。 ・近年記録的な豪雨があったが思うと、今年は記録的な少雨による渇水になりかかっており、これを一度に解消できるのは洪水調節や利水が図られる利賀ダム建設で、他の案よりも早く、コストもかからないとのことであれば、進めるべきである。 	
5. 費用対効果の検討		
5.1 洪水調節に関する便益の検討		
5.2 流水の正常な機能の維持に関する便益の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持の便益について、身替わりダムの建設として、流水の正常な機能の維持だけを目的としたダムを単独で建設した場合のコストを総便益に加える手法は、最初から 1 を超えることが明らかな手法である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利賀ダム建設事業に係る費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）（平成 17 年 4 月国土交通省河川局）及び「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について（平成 17 年 11 月 30 日河川局事務連絡）」に基づき、最新データを用いて算定を行っています。 ・流水の正常な機能の維持による便益の算定方法については、既得水利の安定確保や河川環境の改善など、その効用を数値化することが困難な性格を有しており、現在は身替わりダムの建設費を便益とする代替法を標準としているところですが、今後とも便益の算出技術向上に向けた検討に努めて参ります。
5.3 利賀ダムの費用対効果分析		
6. 関係者の意見等		
6.1 関係地方公共団体からなる検討の場		
6.2 パブリックコメント		

6.3.3 関係利水者からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。
いただいた意見を以下に示す。

【富山県知事】

利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、利賀ダム建設事業に係るダム本体の工事に関しては、事業執行の一層の効率化を進め、コスト縮減に努められるよう要望いたします。

6.3.4 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。
いただいた意見を以下に示す。

【富山県知事】

利賀ダム建設事業について継続することが妥当とした「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異議はありません。

庄川沿川のすべての市長からは、「報告書（原案）案」は妥当との意見とともに、利賀ダム本体の早期着工の要望をいただいております。今後、国においては、こうした地域の意見を十分踏まえ、速やかにこの対応方針を決定していただきたい。

また、ダム本体工事の本格着工に向けて、所要の予算を積極的かつ速やかに確保するとともに、事業執行の効率化やコスト縮減により総事業費の抑制に努め、できるだけ早期の完成をお願いしたい。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施し、「事業継続」は妥当との結論であった。

- (1) 意見聴取対象：「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」
- (2) 意見聴取日：平成28年7月15日（金）
- (3) 北陸地方整備局事業評価監視委員会委員

表 6.3.4 北陸地方整備局事業評価監視委員会委員

いけもと 池本 良子	金沢大学 理工研究域環境デザイン学系 教授
◎おおかわ 大川 秀雄	放送大学 新潟学習センター 所長
おくま 小熊 仁	金沢大学 人間社会研究域付属地域政策研究センター 助教
おやいづ 小柳津 英知	富山大学 経済学部 教授
かわむら 川村 國夫	金沢工業大学 環境・建築学部 教授
ごんだ 権田 豊	新潟大学 農学部 准教授
なかむら 中村 美香	(有)ミカユニバーサルデザインオフィス 取締役社長
ほそやまだ 細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
みずの 水野 一義	北陸経済連合会 専務理事
やまだ 山田 真由美	北陸経済研究所 調査研究部 主任研究員

(敬称略 五十音順) ※◎印：委員長、○印：委員長代理

- (4) 事業評価監視委員会の審議結果については以下に示す。

[再評価対象事業]

・利賀ダム建設事業

事業評価監視委員会は、審議の結果、北陸地方整備局による「利賀ダム建設事業」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められていることを確認し、よって、利賀ダム建設事業を「継続」とした対応方針（原案）は妥当であると考え

る。

なお、当委員会における上記判断の理由は下記のとおりである。

- 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を設置し、検討過程においては、「検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともにパブリックコメントの実施や学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長の意見を聴くなど、利賀ダムの検証を進め、総合的な評価の結果として最も有利な案は「利賀ダム案」であるとした点について、当委員会は、検証に係る検討の進め方、検討内容にも不備がなく、評価結果について妥当であると判断する。

-
- パブリックコメント及び関係住民からの意見聴取では、ダム建設の賛否を含め、様々な意見がある。

学識経験を有する者の意見では、利賀ダム建設事業を継続することに否定的な意見はない。

関係地方公共団体の長である富山県知事への意見聴取では、「利賀ダム建設事業について継続することが妥当とした「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」については、異議はありません」との回答を得ている。

また、関係利水者である富山県知事への意見聴取では、「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、意見はありません」との回答を得ている。

当委員会は、以上のような意見を尊重すべきものとする。

- 事業の投資効果(費用対効果分析)においては、基準年度である平成28年度の全体事業におけるB/Cは1.5、残事業におけるB/Cは2.5であることを確認した。